

令和4年度 第1回 草津市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 日 時：令和4年10月27日（木）10：30～12：00
- 場 所：草津市役所 8階 大会議室
- 出席委員：11名（順不同）
橋川市長、藤田教育長 山口委員 峯本委員 田中委員（吉川民子代理）
廣瀬委員 高田委員 伊東委員 高谷委員 横井委員（杉山代理）恒松委員
- 欠席委員：3名（順不同）丸山委員 吉川利彦委員 松嶋委員
- 事務局： 菊池教育部理事 上原教育部副部長 柴原児童生徒支援課長
北村児童生徒支援課長補佐 北村児童生徒支援課主査
- 傍聴者： なし

開会

【事務局】

定刻になりました。それでは、令和4年度 第1回草津市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。委員の皆様には大変御多用の中、本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております、児童生徒支援課長でございます。よろしくお願いいたします。

本協議会は、「草津市いじめ防止基本方針」の規定に基づき開催いたします。なお、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきたく存じますので、御発言の際は、挙手のうえ、マイクを通して御発言いただく等について、御了承のほどお願いいたします。

【市長】

みなさん、こんにちは。

本日は御多用の中、令和4年度 第1回 草津市いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただきありがとうございます。

開催にあたり、一言御挨拶申しあげます。

全国各地に目を向けますと、未だいじめが原因となり、子どもたちが自ら命を絶つという、痛ましい事案が現在でもたびたび見受けられます。

そのような中、いじめの問題は「早期発見、早期対応」が重要であり、かつ、未然防止に対する取り組みと、いじめを認知したときの迅速かつ丁寧な対応、学校や教育委員会をはじめ、地域、関係機関が連携し、組織で対応することが大切であると考えております。

草津市におきましても、昨年度、いじめの問題に係る教職員研修のさらなる充実を図ることについて、各委員のみなさまからの御意見を頂戴しました。これにより、法に基づいたいじめの認知について、見逃すことなく認知できる教員の資質が少しずつ向上しているところがあります。そのため、些細ないじめ事案についても認知できるようになり、認知件数は増

加しているものの、いじめ重大事態にまでは、ほとんど至っていない状況であります。
この後、事務局から、本市におけるいじめの問題に対する取組の成果と課題について報告があると思いますが、みなさまそれぞれの専門家としてのお立場から、いじめ防止対策への御助言や、忌憚のない御意見をいただき、本市のいじめ防止の取り組みをますます充実させてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。では、本年度新たに委員をお引き受けいただいた方もおられますので、自己紹介の時間を取りたいと思います。次第裏面の委員名簿に従い、順番にお願いいたします。

～自己紹介～

【事務局】

なお、丸山委員、松嶋（まつしま）委員および 吉川 利彦（よしかわ としひこ）委員については、本日欠席となっております。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本協議会設置条例第5条第2項に基づき、会長である市長に議長をお願いしたいと存じます。

橋川市長よろしくをお願いいたします。

【議長】

これより、私が議事を進めさせていただきます。

まず初めに「草津市立小中学校のいじめの問題の状況、これまでのいじめ防止の取組」について事務局より説明いたします。

【事務局】

まずはじめに、草津市内の小中学校のいじめの問題、これまでのいじめ防止の取組について、説明させていただきます。

この表は市内の小中学校の問題行動といじめの認知、それぞれの件数を比較した表となっております。問題行動の件数がやや増加傾向であります。それに対して、いじめの認知件数についてはR2、R3年々増加していったという状況でございます。

小中ともにいじめの認知件数は大幅な増加傾向が見られます。市内全体で教職員の認知力が向上してきていることが主だった要因だと考えております。

実は令和2年度ですが、全国におきましては、いわゆるコロナの影響で、特に小学校あたりは休業期間がありましたので、やや減少している傾向にもありましたが、草津市に限っては小中ともに、いじめの認知件数が大幅な増加という形になりました。研修等を積んでいって

いる上に、先生方の認知力の向上と、逆にコロナ禍によって、今まで家にいて、ストレスを抱えていた子どもたちが出てきたことによって、件数が増えたということも考えられるかとも思っておりますけれども、なかなかこのあたりは数字だけで分析するのは難しいと感じております。いずれにしても、草津市はこのような状況になっております。

これは昨年度と今年度の上半期（4月～9月）のいじめの認知件数を示しています。今年度の4月～9月の間、昨年度と比べましても、2倍近くに認知件数が増加しております。それだけ嫌な思いをしている子が実際にいるのだということですのでけれども、それを軽微なものといえども、しっかり認知していつているということで、増加している傾向にあると思っております。

これをいじめの態様別に分けて、平成29年度から令和3年度まで調べさせていただきました。小学校も中学校も一番多いのは、年度によらず、いわゆるひやかし、からかいという軽微なものになっております。平成29年度から比べると、数はどんどん増えていつているのですけれども、やはり認知力の向上のところで、軽微なものまで見逃さなくなってきたという傾向をここでとらえられるかと思っております。しかし、2番目、小学校はちょっと叩かれるとか、強く叩かれるとかが増えてくるのですが、ちょっと中学校は傾向が違いまして、草津市では2番目にはネット上というのが上がってきています。いわゆるオンライン、SNS上での誹謗中傷というようなものが2番目に上がるようになってきています。今までは増えてきているとはいうものの、嫌なことをさせられるというほうが多かったですが、2番目に上がってきています。これはかなり深刻だと私たちはとらえておりまして、なぜかと言いますと、教員では見えにくい部分でのいじめということになりますので、わかっているだけでこれだけあるということであれば、潜在的にもっとあるのではないかということが推測されます。このあたりの取り組みをこれから十分していかなければならないというデータとして感じております。

今までの話を聞いていて、いじめの認知件数が増えていることを良しとしているように思われているかと思いますが、文部科学省ではどのように言っているかと言いますと、いじめ認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものを含めて、積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているときわめて肯定的に評価するということが説明されています。つまり、見逃すことなく、しっかり認知することによって、初期対応が迅速に行われ、適切な対応ができるということにつながっているということで、認知件数の増加について、しっかり子どもたちをよく見ていただいていることにつながっているということを文科省は言っております。それに基づいて、教員も軽微なものを見逃さずに、頑張っけて認知していきましょうということで、定義に基づいて、しっかり認知して、嫌な思いをしている子どもと一定の関係性にある子どもたちをもって、必ず認知していこうということです。草津市におきましても、学校によって差があります。これからも研修をさらに重ねていくにつれて、そういうギャップを埋めていくことをしていかなければいけないと思っております。あわせて、いじめの解消のことについて、3か月たって、「何もないですよ」

と保護者、本人に確認すれば解消と言えるのですが、ではなく、慎重に対応する。例えば、同じクラスの中でいじめの加害、被害がいる場合に、心配だということで解消とせず、丁寧かつ慎重に対応するというので、解消していないということで、伸びることがあるが、そのことによる解消率が下がらないことによって、文科省はそれをもって、問題としないというように言っていますので、数字が先に走ってしまうことはどうしても出てくるのですが、文科省としては、ぜひそれよりは、きちんと軽微なものまで認知する、丁寧かつ慎重に対応していただくというところに重点を置いてほしいと言っていますので、今までのデータが増えていることについて、良しという形でとらえているということです。ただ、何度も言いますように、それだけ嫌なことを、嫌な思いをしている子がいるということは現実なので、それに対しては丁寧に対応していかなければならないと思っております。

続きまして、いじめ防止の取り組みを事務局でまとめましたので、紹介させていただきます。令和2年度、今日もお越しいただいております、峯本弁護士が監修いただく中で、いろいろと御提言いただいたり、参考となることをお教えいただいたりしております中で、私の方で聞かせていただいておりますのは、いじめをなくすための校内研修の充実というところに力点を置こうと昨年度、進められたということでございます。

いじめをなくすための校内研修の充実というところで、私は昨年現場におりまして、研修を受ける側でありましたが、臨時の生徒指導主事主任会を行わせていただいて、そのなかで夏季休業中に20校全校で、いじめの防止に関する校内研修会を開催していただきたいということをお伝えさせていただいたところ、全校できちんと時間をとって、していただきました。その内容について、かなり深まったものと私たちは手ごたえを感じております。また今年度もさらに第二回生徒指導主事主任会が6月にございましたが、その場で私の方からもいじめの問題についてさらに深める研修をさせていただきました。このような形で校内研修を充実することにより、先生方のいじめに対する認識をきちんとするというような形でいただいていると感じております。また、もう1つの課題となっております、子どもを学校だけでなく、保護者や地域にも広げていくということへの取組も進めていかなければならないと考えております。以上でございます。

【議長】

これまでの説明で、御質問、御意見ありましたら、お願いいたします。

いじめの認知件数が年々増加しており、些細なことでもきちんと認知するという、教員の認知力は少しずつ向上していますが、いじめは学校外でも起こっており、保護者を含む市民のみなさまも認知し、学校に連絡されるケースが増加しているかと思えます。何かございませんか。

学校間格差があるという話ですが、都道府県格差で言うと、令和2年度で約9.8倍となっているのですが、学校間格差はだいたい何倍くらいの差があるのでしょうか。

【事務局】

詳しいデータは今ございませんが、ざっというと10倍くらいでございます。

【議長】

それは認知力に違いがあるということが大きい原因ではないかと思われるので、低い所へのテコ入れをしっかりとってほしいと思います。

それと SNS です。ネットは発見しにくいということですが、ここに出ているデータはどうやって発見されたのか、あるいはそれを発見できるようなしくみややり方について、お考えがあるのなら、お尋ねしたいと思います。

【事務局】

見えにくいからと言って、待っているわけではなく、まずは各校でいわゆるスマホの使い方であるとか、それを持たせている責任は保護者にありますので、保護者への周知であるとか、未然防止に向けての取り組みという形で、啓発活動はするのですが、実際に嫌な思いを SNS 上からということとなった場合は、本人もしくは保護者から学校に連絡をいただく、もしくは嫌な思いをしたことをアンケートに書いてくるということですが、なかなか見つけることができないのが現実です。こちらから、例えばネットパトロールのようなことをしている市町もありますが、かなり難しいです。大きい市でもありますし、今は何かあった時に信頼できる大人に相談しましょうというスタンスで学校はいます。同時に家庭は嫌な思いをされたことがあったときに、相談いただければ、関係機関等に連絡調整しながら、対応していきますというスタンスです。なので、今見えていなくて嫌な思いをしても、言えなくてという子は一定数はいるとは思っております。そこが課題です。

【議長】

それぞれのお立場からの御意見を伺ってまいりたいと思います。取り組んでおられることがございましたら、御紹介いただけるとありがたいです。

まずは草津警察署、いかがでしょうか。

【委員】

今年1月から9月にかけてのいじめ、校内暴力事案に関する相談として受理している案件としては、今のところ7件ございました。その大半が保護者からの相談ということであります。SNS 上のトラブル、具体的に言うと、なりすましのアカウントで、さも自分が発言したかのような誹謗中傷であったりとか、そういった訴え。あと、個人をさげすむような画像や動画を投稿されたりといった内容が非常に多い傾向にあります。それから、学校、保護者からの相談。警察としての基本スタンスとしまして、いじめ問題に関しましては、デリケートな事案として取り扱っているのですが、まず当事者が最終的には学校に戻るといことな

ので、そこが一番尊重しなければいけないところだと思ひまして、教育現場との連携を密にさせていただかないといけない。そのうえで、被害者の方、学校、保護者の意向ですね。学校とやり取りしたうえで、加害状況等を踏まえて、警察としての必要な対応ですね。非行の事実が特定できれば、刑法犯に該当しない行為であっても、警察の方に呼んで、口頭注意する。いわゆる招致保護という形で、という対応をさせていただいている状況です。特に、被害者の生命身体が脅かされている重大事案があったときには、警察としては積極的に特定して、事件化という姿勢で臨もうというスタンスをとっております。また、いじめの取組としましては、普段から学校で非行防止教室を開催させていただきまして、そういった中で、いじめ等、そういう部分で協力させていただいて、対応させていただいている状況です。SNSについて、個人的な意見も踏まえ、普段から思っていることも話したいと思ひます。SNSのトラブルはいじめだけではなくて、警察が取り扱う案件が非常に今多く、特にいじめをはじめ、淫行であったり、児童ポルノの被害、心ない大人による未成熟な児童へのSNSを介した被害は非常に多くなっています。これは携帯電話が一番起因しているものですが、タブレット端末もそうだが、非常に便利なもので、世の中で活用されている物品です。ただ、その反面、犯行ツールとしても、非常に活用されているものであるし、その両面をしっかりと親御さんに伝えていく必要があるのかと普段から感じています。大学生くらいまでにならないと持たせないと思ひていたけれど、無理ですよ。周りの子どもさんがみんな持っているし、逆にいじめの原因を作っているような状況にもなりうる。ただ、持たせないという手段は今は無理。何ができるかと思ひたとき、結局、未熟な子どもに持たせるのだったら、大人が責任を果たす必要があるし、大人の監視の目というのは、言葉は悪いが、作る必要があるのかな。例えばSNSを使わせるにしても、まず携帯の使い方を家族内で制限かける必要があると思ひますし、その上で、SNSを使うのであれば、定期的に親と確認するようにするなど家族内の決め事、ルールを作った上で使わせるなど、そういった工夫がこれから必要なのではないと思ひます。先ほど、県によっては、サイバーパトロールみたいなことをされている県があるということを知っていましたが、それも1つだと思ひますが、今の御時世、法整備もままならないままで、なかなか難しい部分があると思ひます。それが法整備がついていけない以上は、やっぱり大人が監視の目をつけて、工夫して対応して、そういった事案につながらないように、環境を整えていくという工夫が今は必要なのかと思ひます。今は過渡期だと思ひます。それを個人で言っているだけでなく、例えばですが、関係機関が保護者の方に提案していったり、実際こういう被害があったり、いじめにつながる要素になっているということをもっと伝える場を設けて、事案をなくすようにつなげていく必要があるのかと思ひております。一番思ひるのは、こういった事案が発生したときに警察でしたら、事件化して対応する。学校であれば、当事者に対応されて、ある程度のところまで行って、対応を終えるといったところが節目節目になるかもしれないですが、一番思ひるのは、当事者、特に被害に遭われた方、その子たちにとつたら、一生分の傷を負っていることというのはすごく感じるし、その子らにとっては、一生ついてまわる、背負っていかないといけない問題に

なっていることは往々にしてありますので、そのダメージをできるだけ少なく、その後の人生を過ごしていくのに、つなげていってあげられるような対応を考えてやっていかないといけないとうちでも指導させていただいているところでございます。

【議長】

ありがとうございます。今のお話の中で、草津市内の中学校の取組としては、スマホルールというものをそれぞれの学校が生徒さんと先生が関わって決めてやっているという状況があるのですが、スマホルールは子どもさんはもちろん、現場でも共有化はするのですが、保護者向けには何か発信されているのかどうか、事務局の方どうですか。

【事務局】

ホームページでも公開していますし、そうした取組を学校だよりを通じて、発信していますし、取り上げた時期が草津市の中学校はかなり早い段階で行いましたので、県下にも広まっているような形で、ずいぶんいろいろなところで参考にされていることも聞いております。ただ、時間がたつと、どんどん新しくなっているので、今は更新の時期になっています。

【議長】

更新のなかで、今あったように、悪い例というか、そういうところも子どもたちに伝えて、あるいは保護者にも伝えて、これは大変だなとなってしまうような、いじめがあるというところが分かるような形も、更新を機会にしていっていただけたらなど、警察の方からの情報も連携も、またよろしくお願い申し上げます。次に、人権センターお願いします。

【委員】

人権センターでは、毎年人権作品の募集を行っております。春先から9月くらいまで募集するのですが、特に昨年は市内の中学校以下の方々から、学校現場での人権の取組の1つとして活用いただいております。中学生以下の方々から、4216件の応募をいただいております。今年は5600件以上のお申し込みを中学生以下の方からいただいております。ただ、作品の中身はポスターであったりとか、作文であったりとか、いろいろあるのですが、子どもたちがやはり多くいじめの問題をテーマに取り上げてくださっています。やはり、このこと自体は子どもたちにとって、いじめの問題の重大性を反映しているのかなというふうに思っていますが、授業の中で、学校の中で、そんなことを子どもたちが書けるということ自体が、やはり日頃からの先生方の現場での努力の成果かな、影響かなと思っております。今年度も、その作品を見ると、いじめをなくしていくというような目標の共有がされているなと実感しております。

【議長】

ありがとうございます。これからも計画をしながら、それをほめるというか、広がるような形でやっていくようお願いいたします。次に少年センターをお願いします。

【委員】

少年センターでは、中学生以上、20歳未満の少年に関する相談窓口を開設しております。年によって、若干ばらつきはありますが、平均して年間850件、それぐらいのここ10年の推移があります。その中で、中学生からのものが、だいたい30～40%、高校生のものが40%～50%、あと、高校をやめたかわからないが、無職処遇、18歳までの子が多いですが、10%ぐらい。これがだいたい、毎年それぐらいの相談があります。その中で、内容ですが、少年センターということで、ずいぶんと市民さんへの周知が進んでいるのであろうということで、内容的には窃盗、暴力行為、深夜徘徊、外泊これがやはり80%を占めています。ただ、毎年3%くらい、交友関係というのが相談内容に上がります。保護者からの相談がほとんどですが、まずいじめという言葉で、相談されてきたのは直近の3年間で1件だけ。しかも匿名で、市内の中学生ということだけ。児童生徒支援課に「こういう相談電話があったので」ということで、すぐに連絡して、児童生徒支援課のほうで各中学校のほうへ、こういう相談があったのでということで、探していただいて、特定していただいて、対応していただいた件が、いじめということに関しては1件だけあります。あと、実際に直接通所して支援している少年の中で、もともと相談内容は全然別のものだったのですが、交友関係の中でおそらく変化があったと思います。夏休みの最終日に自殺企図を起こした少年がおります。すぐに、警察、児童生徒支援課、直接学校の先生と連絡をとって、対応させてもらった中で、その子がその後どう関係を対処していくか、本人がもうその付き合いはやめるという決定を下して、現在無事に学校生活を送っている面があります。もう1件、これは高校生なのですが、相談は最初、恐喝を受けていて、困っているということで、もちろん、恐喝事案であれば、「警察にまず相談してください」と言ったのですが、人間関係がややこしいようなのがあったので、実際に来ていただいて、相談を受ける中で、十分にいじめが疑われるので、その高校に連絡をして、もちろん警察にも連絡して、対応させてもらって、そこも最終的に被害届を出すかどうかまで判断されて、交流をすることをやめるという形で、今は落ち着いた状態にいるという件はあります。センターとしては基本的に児童生徒支援課にすぐに連絡をとらせていただきますし、市内の状況についても、毎週の会議と一緒に出させていただいているので、状況的には理解していますし、今、ちょうど2回目の学校訪問をさせていただいているのですが、そこで細かく、管理職の先生と生徒指導の担当の先生から、状況を聞いてということもしておりますし、SNSに関しても啓発教室を生安の職員さんと一緒に回らせていただいて、中学校でもやっていただいていますし、小学校の高学年、スマホを持ち始める小学校4、5年生、全員持っているわけではないですが、そのあたりを対象に、ネットに関してのいじめというところで、啓発教室を開く、小学校のほうに広げていって

るといふことがあります。毎年、1校ずつ増えていきます。今、4校なので、3分の1。残り全部行きたいなと思っております。

【議長】

早いめに、全校またよろしくお願ひしたいと思ひますのと、それからいじめとしての相談は1件ということですが、先ほどお話の中で、恐喝の原因がいじめとかですね、関連があるものもあろうかと思ひますが、経年変化というか、ずっとだいたい、いじめの相談は1件とか非常に少ないとかですね、いじめに関わることが、今後増えてきたとか、SNSの関係が増えてきたとかそういう特徴はございますか。

【委員】

経年変化に関しましては、いじめに関してはずっとない状態が続いています。いろんな不良行為の中に、友達の関係で、本人はやりたいと思ひていなくても、やらされている。そういうところに、センターとしては、いじめを疑っています。そのバックグラウンドに本当に本人が家庭環境でなっているのか、それ以外の要因があるのか。どうしても仲間の中で動いている。単独でやっていることはほとんどないので、そこに常にいじめを疑っています。グループ内で力のない子、はっきり被害にあつたら、警察に届けを出されるのでいいのですが、微妙なものがあるので、そのあたりです。

【議長】

学校と連携をとっていただいているという、そういうケースは、ということですね。ありがとうございます。次に家庭児童相談室、お願ひします。

【委員】

家庭児童相談室のほうでは、18歳未満のお子さんの子育ての御相談であつたり、御家庭での困りごと全般、相談を受けさせていただいているのですが、先ほどもいじめの件数の御報告もありましたように、やはり、こちらの室のほうで受けております、虐待相談であつたり、虐待まで行かなくとも、家庭に課題のある、養護相談というものもあるのですが、こちらのほうも昨年度、虐待相談よりも1,400件を超えているというような状況でして、これらも年々増加をしているような傾向です。直接、こちらのほうで、いじめということで対応するという事は少ないですが、学校さんのほうから、気になるお子さんがいるということで相談をいただいて、こちらのほうで受理をさせていただいて、関係機関さんへいろいろとお話をするなかで、やっぱり、お子さん自身の課題もありますが、家庭の中の環境が、例えば、ご両親の不仲であつたりとか、養育状況が不適切でちゃんと子どもが学校に行けるような状況が整えられなかつたり、おうちの中も片付いてなかつたり、そういったところから、子どもがなかなか学校に行きにくい状況が生まれていたりとか、先日うかがつた方の中学生

のお子さん、女の子だったのですが、おうちの中がかなりちらかっているような状況で、御両親に御病気があられることだったのですが、そういう中で生活していると、学校の宿題もちゃんとできなかったり、提出物もちゃんと出せなかったり、衣類がたばこのにおいがついてしまっているというような方だったのですが、そういう中で子どもが学校に行ったら、からかいの対象になってしまったりとかというあたりも要因が家庭環境の中でもはらんでいのかというふうには感じておりますので、そのあたりについては、家庭児童相談室のほうも学校さんと連携させていただきながら、御両親の養育環境を整えるというところで、支援をさせていただいているところです。私は家庭児童相談室に来る前は、地域保健課で保健師をしていたのですが、そこでは18歳という年齢に限らず、いろんな年齢の方と関わらせていただいていたのですが、ひきこもりのケース等、話題になっていると思いますが、そういった方の子どもの頃とかを探っていく中で、今ひきこもっておられたりという方に、過去にいじめを受けておられたという方の割合が多いなど感じることもありました。なので、子どものときにそういった体験をされていることで、進学だったり、社会に出て就職されたりとかというあたりで、うまくいかなくてということで、結果として今引きこもっている方がおられました。なので、今はお子さんの年代の方に関わらせてもらうのですが、いじめも早期に対応していったら、深刻にならないように、対応していつているというのは、すごく今後のその子の将来にとってもよいのだらうなということを感じております。

【議長】

家庭環境がいじめにつながってしまうということも御紹介いただきました。各校、家庭児童相談室との連携をお願いしたいと思います。続きまして、事務局の方から、今年度の取組、これまでの成果と課題について説明があります。

【事務局】

新たにさせていただくことが2つございまして、1つはいじめリーフレットについて新しく発行しようということで、5月にいじめリーフレットの作成をいたしました。なかなか保護者や地域の方にまだ広められていないので、それも課題ですが、現時点では数校、保護者が集まれるような場で配布して、それを資料として活用されたというようなところがあつたりとか、現在、学校のホームページに掲載しておりますというような形で、学校だよりも載せていただいているというような形で周知させていただいておりますが、もっと今後活用していきたいなと思っておりますので、そのあたりのところ、これからの課題だと思っております。また、学校だけでなく、保護者だけでなく、地域等にも広く閲覧してもらおうような形で、地域で話をさせてもらうようなことがありましたら、ぜひこれから紹介していきたいと思っております。もう1つですが、今年の8月に子どもサミットというものを開催させていただきました。滋賀県の方で、いじめサミットというものを数年前までやられておりましたが、一定成果があつたということで、あとは市町に、という形で、いちおう発

展的解消をされたのですが、その後、草津市でも実際に、実は草津市の中学校は生徒会活動が盛んなところがけっこうありましたし、生徒会長や副会長を会わせて話をさせると、すごく良いものが出てくるのではないかという期待感もありまして、草津市子どもサミットというものを開催させていただきました。開催の目的としては、実はいじめではなく、この時期に子ども基本法ができましたので、この基本法に則って、児童の権利条約とか、そのあたりのところから、子どもたちがしっかり意見を持ち、それをしっかり表明する機会を与えて、それをちゃんと大人が受け止めるという機会が必要ではないかという目的が中心となって今回開催させていただいたのですが、6中学校ポスターセッションという形で、ポスターを作ってくださいながら、これをもとに各校の取組発表をしていただいたのですが、すべての学校でいじめのことを書いてきたということです。先ほど、伊東委員のお話でもあったように、人権作文などの中にもいじめに関する人が多いということもありましたが、「いじめのことを書いてくれ」と私からは全然言っていないのですが、取組として、こういうことをしていますということをすべての学校で紹介してくれました。このこともきっかけで、その後生徒間で、グループで交流してもらったときに、子どもたちが学校によって、同じいじめの取組であってもこれだけ違うんだということに気づいてくれまして、各校に持ち帰って、「他の学校こんなことやってるよ」ということで、それを参考に、今深めてもらっているという状況です。それだけではなく、他にも普段感じていることなどを発表してくれているのですが、すごく良い取組だったと思っております。もう1つ、これは余談になりますが、生徒会担当の教員も隣で協議をしていただいて、先生方はこの子どもたちのことをどう思っているのかということなどで論議していただいたことも、生徒が最後にまとめの発表をするのと同じように、先生にも発表いただいた。子どもたちが真剣に討論している横で、先生方も真剣に討論していただいている姿を見ていただいたということで、より深い形でできたなと思っております。ただ、第1回でしたので、いろいろともう少し、せっかくこんなに立派なポスターを作ってくれているのなら、これを紙ベースでなくて、スクリーンに映したり、しっかり発表原稿を作ったり、そういうふうにしたほうがよかったかなというようなことも反省として表れていますし、今後、小学校にも広めていけたらと思っておりますが、なかなか小学生を集めるのはハードルが高くなるので、そのあたりはこれからも課題かなと思っておりますが、ぜひやっていきたいと思っております。この2つを今年度、新たに取り組ませていただきました。

これまでのいじめ防止の取組について、これまでの成果と課題という形でまとめをさせていただいておりますが、平成27年度から6年間、継続していじめの問題については草津市としては取り組んでいます。子どもたちが主体的に関わるいじめ防止の取組が行われるようになってから、これまで話をさせていただいたように、いじめの認知件数は年々増加している。それは教員の認知力も向上したでしょうし、軽微ないじめも認知できるようになっていったとか、子どもたちや保護者も学校にこういったことがありましたというように、情報をいただけたりと、そういった形で初期の段階で対応できるようになってきたというこ

ころが、本当に大きな成果かなというように思っております。今後の課題について、先ほども申しました通り、いじめの認知数が学校によってまだ少し差があるところがありますので、引き続き啓発をしていかなければならないというふうに思っております。それとまだもう少し、いじめ防止対策推進法の理解ができていない先生が一部おられるということがあり、認知した後の保護者との対応でちょっと後手を踏んだりとか、思い違いになったりとか、被害側だけにしか伝えてなくて、加害側に伝わってなかったとか、いろんなケースでトラブルが後から出たケースが散見されます。あと、これはよく言われることですが、経験している教員であればあるほど、ベテランさんと言われる人たちは、過去にそういうトラブルをうまく対応してきたという自負があるので、抱え込みというふうに我々は呼んでいますが、そういう形で1人でスタンドプレーしたために、大きなことになってから、対応しなければならなくて、管理職含めて大きな課題として、学校対応になるというケースもまああります。そういったところも課題になっております。そのあたりの理解というところも、家庭や地域に対してさらなる啓発を必要としていると思っております。ここがやっぱり、私は根本だと思っているのですが、子どもたちにとって学校が安心安全な場所であると、居場所があると、行ったら勉強が分かるとか、友達と楽しく過ごせるとか、居心地の良い学級であるとか、そのあたりが一番大事かと思っておりますし、永遠のテーマだと思っております。私も昨年度まで現場にいた時に、地域の方に呼んでいただきまして、学校のいじめの取組について、いわゆる町会長さんの会とかで話してくれと言われて、話をさせていただいたのですが、学校のいじめの取組をお話しさせていただいたら、そんなところでそんなふうになっているのかというリアクションばかりです。この間も、新しく補導委員になられた方の前でお話しさせていただいて、そういう感想を多くいただきました。まだまだやはり地域に関しては啓発はできてないのかなと思っておりますし、第一義的には保護者や地域が子どものことを見守っていかないといけないということになっていますので、今後ともいろんな関係機関と一緒に連携を図りながら、いじめの問題については今後もしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

【議長】

今の説明に対しましての質問や御意見がございましたら、お願いします。説明があったと思いますが、啓発のリーフレットを5月に発行されたということなのですが、これはどういう形で配られたのか、周知はどうされたのか、お願いします。

【事務局】

市の教育委員会のほうで作らせていただいたものを、市のホームページに挙げています。それから各学校にデータをお配りして、各学校のホームページに挙げております。校長先生が発行される学校だより等にあがっているということで、保護者の方に周知いただいたという状況でございます。

【議長】

成果と課題ということで、一定成果は見られるが、また格差の問題や課題がいろいろとあるということでございました。学校現場の今、状況はどうなっているのかということをご委員の皆様から御発言をいただきたいと思っております。まずは小学校でございます。お願いします。

【委員】

常盤小学校限定ということになって申し訳ありませんが、常盤小学校、私は昨年度から来させてもらっています。学校の規模からいうと、市内で一番小さな学校ですが、いじめの認知件数だと、おそらく学校規模を考えるとかなり高い割合になっているのかなと思っています。なぜ、それだけ認知が、ということですが、大きいのは今の本校の生徒指導主任の働きかけが大きいかなと私は思っています。本校の生徒指導主任は天津の方から常盤小学校の方に転入をしてきて、今年度が4年目になりますが、先ほども話がありました天津市の方では大きいいじめの問題があつてというところで、そこで学んできたことを草津に来て、常盤小学校の中で、どういうふうにすればということを学校内に広く発信している。そこが大きいかなと思っています。それともう1つは、本校では週に1度なのですが、毎週金曜日の放課後の時間帯にそれぞれの担任がこの1週間クラスの中で気になったことがあつたら、それを校内の中で記録をするところがあるのですが、そこに記録をしてくださいということをお伝えしています。それによって、当然、気になることがあつたら、生徒指導主任がそれをしっかり把握をして、場合によってはその担任に話を聞いたりというところで、例えばそれがいじめにつながるというようなことであれば、当然いじめとして取り上げていくというようにしていく。これも大きいかなと思っていますし、また同じく、週末には関係者が集まっていじめだけではないのですが、校内の気になる子ども、保護者等について、情報交換する場を設けています。ここには月に1度程度にはなるのですが、本校を担当していただいている家庭児童相談室の方にもお越しいただいて、情報共有をしているということもさせてもらっています。前任校ではそんなことできていなかったなと思うと、常盤小学校に来て、こういう取組をしっかりやれているところが、いじめの認知件数の多さということもありますし、それに基づいて早期対応、早期解決というところにつながっていると受けとめています。学校の取組というところで、どこの学校でも行っているのですが、本校の特徴的な取組と言いますと、いじめノックアウト宣言というものを1学期やっています。これはいじめについて、各学級で学んで、いじめをなくすために自分たちの学級ではどういうことをしていけばよいかということを考えて、それを大きな模造紙に書き込んでいく。今はそれは校長室前の廊下に掲示して、こういうことを自分たちのクラスはやっていくんだということをやっています。中学校では、ひょっとしたら、これを体育館などに、のぼりみたいな感じで掲げるというふうな感じがあるのですが、小学校ではそういうことをしているということです。これも1学期やって、その後どうかということでききれていないなとこの場に来て思っているところですので、やはり大事なものは、それを掲げて今はどうなのかをしっかりと

振りかえっていくことが大切になってくるなど感じているところです。このことについては、また学校に帰ったら、生徒指導主任にも伝え、しっかりいじめ問題について向き合っていけたらなと思っています。あと、保護者への啓発というところでは、令和2年度にいじめのリーフレットを学校の方で作成し、保護者の方には配布しているということはあるのですが、やはり特に先ほどから出ているネットであるとか、スマホ等に関わっての問題については、なかなか保護者への啓発はでききれていないなど、コロナもあって、保護者を集めると言うこと自体は、なかなかできにくい状況ではあるのですが、少なくとも、小学校の段階で先ほどセンターの杉山所長も言われていましたが、本校はまだ、そういう形での学習ができていませんので、これもやっていけるようにということを改めて思っているところでございます。

【議長】

それでは、中学校の方はいかがでしょうか。お願いします。

【委員】

本校は今年度4月から9月末までで、認知件数74件。継続もあれば、見守り、解消などいろいろなパターンがありますが、見逃さないということをまず、第一義としております。冷やかしかからかいであったりとか、今までであれば、生徒間トラブル、喧嘩であったりとか、というのもすべていじめとして対応して、これを機にして、いじめ対策委員会を通して、対応を進める。いわゆる組織対応という形で進めていっています。そうすることによって、重大事案につながる前に対応ができているかと思っております。先ほど、小学校でもありましたが、草津市のリーフレットにつきましては、学校だよりおよび現在、ホームページの方にも掲載させていただいていますし、中学校の方は独自リーフレットを各校出しておりますので、それを4月当初配布させてもらって、子どもたちもそうですし、保護者への啓発という形は進めていっています。ここ数年来の対応を通して、ようやくふざけあいというのは、いじめになるんだというのを保護者の方も徐々に理解をしていただけてきたかなというように思いますが、やはり、いじめ防止対策推進法の定義であったりは、なかなか保護者の方まで浸透しない。なぜこんなことがいじめになるのかという認識をどう打破していくのかというあたりが課題になるのかなと思っております。あと、ネットのSNSの、中学生の場合は、ほぼラインのトラブルが多いのかなと思っています。生徒向けには、少年センター、生活安全課の方にも来ていただいて、話をさせていただいたりというような機会は設けてはいるのですが、やはりコロナの関係で、保護者への啓発、いつもであれば「情報モラルの学習をしますよ、講演を聞きますよ、いろんな話をしますよ」というときには、保護者にも来ていただいて、一緒に話を聞いていただく。スマホ10か条とか、保護者と「子どもとの約束事を作ってくださいね」という呼びかけは当然しているのですが、じゃあ一軒一軒チェックできているかということ、それはできないので、そういう働きかけをしたいと思っているので

すが、なかなかその保護者に来てもらって一緒に話を聞くということではできていないので、そこをこれからどうしていくかというところが課題かと考えています。例えば、体育祭であったりとか、いろいろな行事、なかなか保護者は来てもらえないですが、今本校でも体育祭については、生徒1名に対しては保護者1名みたいな感じで来てはもらっているのですが、その時にも、写真をとっていただいたものは、自分の携帯を十分注意をしてくださいという話をさせてもらっています。そのあたりの意識というのが、どこまで保護者にあるのか。本校のフェイスブックもインスタグラムもないので、そのあたりのチェックはできないですが、そこをどのような形でしていくのかというのは1つの課題であると認識しております。

【議長】

続いて、県臨床心理士会、お願いします。

【委員】

臨床心理士というのは、だいたい個別に生徒さん、児童さんの相談にのることが多く、各学校でスクールカウンセラーという立場で行かせていただいているのが多いかなと思います。その中で、いじめの相談もあるのですが、たぶんこれは氷山の一角であろうなと思っています。というのは、なかなかいじめというのは、子どもは大人に相談しにくいという特徴がありますので、もともとやはり見えにくいというのがあって、先ほどお話に出てくる SNS が入ってきますと、ますます見えにくいという状況になります。ただ、スクールカウンセラーなら話せるという子どもさんも一定いらしゃって、それは先生ではないし、親ではないし、秘密は守ってくれるということが重要なかなと思います。もう1つは言いにくいという背景にあるのは、いじめというのは被害者自身が認めにくいんですね。それを恥ずかしいと思ってしまう。いじめられているということが、何か自分に非があるのではないかと、自分が力が弱いからじゃないか、自分が仲間外しにされているのではないかとというような、何か恥の部分が見みついていて、なかなか自分がいじめられているというのが言いにくいところがあるのではないかと思います。いじめについての文献なんかでは、いじめは孤立化、無力化、透明化というふうな段階を追って行って、最初は孤立させられるというのですかね。友達の中でもからかいがそこに集中すると、だんだん孤立していく。それを見ている周りの子たちも関わっていくと、次自分がターゲットになるかもしれないなというような不安があって、なかなか関わらない。ますます孤立化していく。そうすると、被害者自身も先生に訴えることがあっても、先生もいつも仲良くして遊んでいる仲間じゃないかみたいな感じで、あまりいじめというようにとらえていただかないと、「訴えても誰も助けてくれないんだなあ、周りの人も見ているけど、何もしてくれないんだなあ。」この周りが見ているけど何もしてくれないというのはますます無力化につながるわけですね。そうすると、透明化といって、全く見えない感じというのですかね。もう日常の中に埋まってしまうというか、これがあって

当たり前かのような状況になっていくというのが非常にいじめの怖いところです。最初の孤立化したところで、いかにここで防ぐかということが非常に大切な問題だと思っていて、いじめだけでなくですね、不登校。のちに犯罪に関わっている方というか、犯罪の加害者ですね。この方たちというのは孤立から犯罪に走るといふ、割とそういう犯罪は多いのではないかな。特に、最近ですと、安倍首相を殺害した方というのも孤立していたのかなと思いますし、秋葉原の事件とか、こういった事件を見ますと、孤立というのはとても怖い。そののちの大きな傷を残し、それが自分に向かうか。自分に向かった場合は自死ということになりますし、他殺ということにもつながっていくということで、ここをいかに、子どもの孤立ということを防ぐかということが、そんなに難しい問題ではないかなと思うんですね。現場にいらっしゃる先生が、ちょっと声をかけてくださる。例えば先ほどの常盤小の取り組みでも、何か気になることがあれば書いてくださいみたいな、そんなのに書かれた方に個別の対応をしていくということ、これはとても時間がかかりますし、人的資源も必要かと思えますけども、そういった丁寧な関わりというのがいじめ、不登校、あるいはこういった事件を防ぐ1つの大きなことになるのではないかなと私は個人的に思っています。臨床心理士からしたら、そこをやはりお話を聞きながら、誰も他にお話しできる人がクラスにもいない、おうちでもなかなかお話をできないところを丁寧に私たちからしたら、本当に数としては少ないかもしれないですけど、そこを聞いていくというのが私たちの仕事でもありますし、使命ではあるかなというふうに思って、日々当たっております。そういう中で、スクールカウンセラーでしたら、学校と連携させていただいたり、御家庭と連携させていただいたり、少しずつネットワークを広げていって、その子らが孤立しない環境というのを働きかけていければいいなと思っております。もう1つは最近スクールカウンセラーが心理授業をさせていただくことがあるのですけれども、そういったこともやはり子どもさんの心の成長というものに、何か貢献できるというふうなふうに思っておりますが、なかなか1回2回だと、そういったことができないので、先生方にも協力いただきながら、先生方へそういった授業をしていただくとか、そんなことの働きかけもしていけたらいいのかなと思っております。

【議長】

いじめの防止とあわせて、子どもの孤立をどうやって発見していくか、防止していくか、そういった新たな取組も少しまた、どうやったらいいかを事務局の方でも検討いただきたいと思えます。次に、教育研究所、スクールソーシャルワーカーもしていただいています。お願いします。

【委員】

市のほうで、やまびこ教育相談室ということで、直接いじめということで来られることは少

ないです。でも、やはり不登校、不登校傾向にある子どもたちの背後の中には、教室でうまく過ごすことができないとか、来られる要因のところに友達ができないということが書かれていることもあります。吉川委員がおっしゃったように、いじめという言葉って、すごく子どもたちにとって、受け入れたくない、恥ずかしいという思いがあるので、来た子どもたちもなかなかいじめられたことは言わないのですが、やはりコミュニケーションの苦手さ、自分がいやだということを言えなかったり、その場でにこにこ笑っていて、友達と一緒にふざけていると思っていたんだけど、実はすごく傷ついていたということ。それは小グループの中で言ってもいいんやでということ、相談してもいいんやでということ、伝えながら、少しずつコミュニケーションを練習して、またクラスの中に戻っていってもらおうということが私たちの、適応指導教室の働きの1つかなと思っています。また、相談事業のほうですが、ちょっと学校では言いにくかったりするんだけど、ちょっとしゃべりたいと言って来られる子どもさんたちの本人相談、それと保護者相談があります。保護者さんと、私もスクールソーシャルワーカーとして、相談にのらせていただきながら、1対1の場なんですけれど、そうすると保護者の方もすごく気をつかってらっしゃるなと思いますし、やはりみなさん、自分の子どもって、友達と仲良く、明るく、学校が楽しいと言ってほしいという思いをすごく持ってらっしゃるので、そうではないっていうことに対し、すごくピリピリされるので、ある一定のところまでは、これはいじめではないと思うんです。大きな問題ではないと思うんです。平常化の心理が働くのかなと思うことがあります。意外とよく言われるのがすごくばーっと言っていかれるタイプの保護者さんもおられると思うんですが、こちらに相談に来てくださる方はどちらかというと、「先生方忙しいのに、こんなうちの小さなことで煩わすのは申し訳ないと思う」という言葉をよく聞きます。それをいかに、「いやいやお母さん、そのことは一緒にお伝えしましょう」ということで、子どもたちと同じように、保護者さんにもそのように思っただくということ。また、子どももつらいかもしれないけれど、保護者さんのピリピリした痛みはすごいなと思うので、それを誰かが共感して受け止めないと、ある一定のところまで爆発することはよくあるなと思います。そこを一緒に、「お母さん大丈夫ですよ」という安心感を示しながら、共感しながら、学校のほうにも正しく伝えていくということをお手伝いしていくことができればなと思っています。先生方も本当に1つ1つにすごく誠実に対応してらっしゃるのは、私もスクールソーシャルワーカーとして感じていますし、保護者さんも子どもたちのことを思っただくことを感じるの、そこが上手につなぐ役割として、やまびこもあり続けられたらなと思っています。

【議長】

ありがとうございます。最後に委員、まとめと御助言をお願いいたします。

【委員】

今日、お話を聞かせていただいている、私はずっと相談を定期的に来ていただいているとこ

ろで実感があります。ただ、草津市はいじめ対応について、スキルと言いますか、認知力がかなり高まっておられて、結果的には重大事態が生じていないということで、かなり進んでおられるかなというふうに感じました。そこから、課題を指摘していただいているかなと思っています。少しだけ、学校サイドというか、先生サイドでいうと、小学校の取組が重要かなと、これは認知力の学校間格差も大きいと思いますが、それは当然で、小学校は担任制なので、担任の先生の抱え込みが生じやすいので、その先生がどれくらいいじめ対応についての理解、対応スキルを持っておられるかというのが、そのまま如実に表れてきますので、そこを具体的に、先生方の一層の法律の理解とか、認知したときの対応とかについて、徹底していくということが、特に小学校は意識してする必要があるのかなと、それでも数年前とは違っておられるのかなと思っていますけど、そこはまだ引き続きかなと思っています。常盤小学校のご紹介をいただいて、フォルダを作って、書き込みをしてそれを主任がチェックして、そこからいじめの認知につなげていくというのがありましたが、それはかなり、週1回、担任の先生から気になる出来事とか、気になる子どものこととか、書き込みをしてそこから、拾い上げていくとか、定期的なケース会議的なものであるとか、驚いたのは、月1回家児相さんに参加していただく会議を持たれているとか、これはなかなかできない。すごい参考例かなと思います。あと、学校の体制としては、認知したときの初期対応のスキルというのが、すごく大事なかなと、最近特に思っています。ちょっと気になるいじめ被害に出会ったとき、ちょっとしんどいかなと思ったときに、この子にどんな話を、どういうふうに話してやるのか、保護者に説明して、保護者の不安感とかをどう取り除いてあげるか。伝えて、いじめられている可能性がある中で、そのときに学校がそれに対して、どういうふうな動き、説明をして保護者の不安を取り除き、安心させてあげてというのができるかというのが、重大事態化するかどうか、結論から言えば、不登校につながることで、親の学校不信を取り除くということが、初期対応に相当かかっている、ここを失敗して、休み始めると、不信感がとても強い状態になるので、それが1ヶ月経ったら、法律上の重大事態に該当してしまうので、学校不信が強いと、当然、保護者からちゃんと調査してくれ、さらに第三者委員会の調査をしてくれという可能性が出てくるというのが一般的で、とても初期対応が重要です。初期対応のところはスキル化してもいいのかな。そんな難しいことではないので、子どもに最初にどう寄り添うか、被害の側の子どもが加害があるケースもいっぱいあるので、そういうことも含めて、寄り添い方をどうするか。それと加害側の説明をどうするか。加害側への最初の指導、加害側の保護者の説明というところも大事なかなと思いました。とにかく、最近学校の先生にはいつも言っている、危機管理的対応。とにかく、不登校になるのを防ぐ。不登校にしてしまうと、支援を入れにくいし、保護者の不安も強まるし、学校も不登校にはなかなか実際に指導するにしても、支援するにしてもやりにくくなる。とにかく不登校を防いで、ちゃんと守ってあげるからおいでと言って、学校来てくれていたら、なんとかそこで支援してやれるので、保護者もいちおうは安心することもあるので、最近、私はいつも言っているけれど、なぜかという、重大事態になってしまうと、どれだけ大変かと実感していますので、ぜひ、

そこをと思っています。子ども向けに今やっただいている予防研修みたいなことを充実させていくということと、あんまり難しく、外部から人を呼んで来て、大きな、きっちりしないといけないというよりも、毎年、子どもたちにそれぞれの発達段階で、いじめと言ったら、ふざけあいとか、からかいとか、圧迫というのは、抽象的で、こんなのがふざけあいとか、こんなふざけあいと冷やかしとか、からかいて、こんな場面でこんな人が、やられたらしんどいやろというのを、具体的に伝えてやるというのをこれもだぶんマニュアル化できると思います。今、こんなパターンのいじめって、法律上はいじめに当たるって、少しパターン化してしっかり子どもたちに伝える。SNS上の会話の仕方も「これいじめやで」って。無知、子どもたちが幼いとか共感性が低く、常識的な感覚が低い、欠けてることが多いので、「これわかるやろ？」というのがわかっていないので、そこは知識として、「これはあかんねんで、違法やで、犯罪やねんで」ということをしっかり伝えるということを完全にマニュアル化できると思うんです。この情報は生きていくために必要な知識だとマニュアル化できるかなと思っています。性犯罪、性暴力系のケースも多いので、小学校時代から性的問題行動、性暴力系、全部いじめに該当するので、いじめ対策委員会の枠組みを使って、しっかり支援、指導していくことが大事かなと、草津がやっていることをマニュアル化して、どこでもちゃんとやれるようなことができるかなと思っています。あと、加害、被害どちらも虐待環境を背景に抱えているケースが多い。それが発達障害という形で子どもの症状として出ているケースがあるので、これが1番重大事態化しやすいので、ここをしっかりと理解しながら、保護者対応、保護者への支援をしっかりやっていかないといけない。これもマニュアル化できるかなと、注意しないといけないところで、今、重大事態になっているものの調査報告書の中には、ものすごく確率が高いですね。発達障害の子どもが、加害、被害として登場しているケースの重大事態化率がすごく高くて、学校の対応がそのことについての理解が不足していることが被害、加害を助長していると指摘を受けるというパターンが多いです。

【議長】

認知力向上なり、常盤小学校の取組にお褒めをいただき、ありがとうございます。そういう取組をすべての学校に広がるように、認知力向上に取り組んでいただきたいと思うのと、御助言いただいた初期対応が非常に大切だということの中で、スキル化、マニュアル化ということも必要だということもございますし、具体例を示していく。これがいじめだということをお知らせするような形で示していくということも、今、御助言いただいたところがございますので、次の会議までに整理して、この場でまた御意見を伺うことができるようお願いしたいのと、リーフレットを配らせていただいたのですが、後日お気づきの点ありましたら、教育委員会事務局のほうへ、御助言を賜れたらありがたいなと思うところがございます。それでは、今後この協議会におきまして、皆様とともに、議論をより深めて、いじめの防止、早期対応、早期解決に向かっていくように、市としても頑張ってお参りますので、今後とも、御助言をよ

ろしく申し上げまして、私からの締め言葉とさせていただきます。

【事務局】

市長、ありがとうございました。閉会に際しまして、草津市教育委員会教育長が御挨拶申し上げます。

【教育長】

本日は公私御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。それぞれのお立場から、非常に具体的な御意見また御提案をいただきました。こういったことをしっかりと今後の学校現場の取組に生かさせていただきたいなと思っております。特に吉川委員からありました、孤立化をどう防ぐのか、峯本弁護士からありました、チームとしての支援体制なり、初期対応なり、いろんな予防研修でのマニュアル化ということもアドバイスいただきましたので、特にこういったところについて、力を入れていきたいなと思っております。また、今年初めて、子どもサミットというものをさせていただいて、できるだけ子どもたちの自主的な取組が各学校でも広がっていくようなことを、今は中学校だけですけれども、小学校においても、子どもたちの自主的な活動を中心として、子ども中心の学校づくり、どの子にも居場所があるような学校づくりといった取組を強化して、それがいじめ防止にもつながっていく形でいければなと思っております。結びになりますけれども、本日御出席いただきました皆様の引き続きのお立場で、草津の子どもたちへの御指導、また温かい御支援、そして家庭や地域へのさらなる啓発と連携をいただきますよう、切にお願いを申し上げまして、閉会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。これを持ちまして、令和4年度第1回草津市いじめ問題対策連絡協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。